

テーマ：追加的健康確保措置について

■これまでこの『勤務環境かいぜんサポートナビ』では、2024年4からはじまる医師の時間外・休日労働時間上限規制を中心に解説を進めてきました。8月が終わり、特例水準の指定を受ける医療機関は、医療機関勤務環境評価センターへの評価受審の申し込み、評価センターの評価を経て、東京都へ指定の申請行う準備をしている時期かと思えます。

医師の働き方改革では、特例水準の指定を受ける・受けないに関わらず、全ての医療機関において、「医師の健康を守る働き方の新ルール」が2024年4月より適用されます。そこで今号では、このルールについて解説します。

●2024年4月からの新しい医師の働き方のルール（医療法）

<長時間勤務における勤務医の健康を守るためのルール>（追加的健康確保措置）

- ・医師への面接指導のルールが新しく設けられます。

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師には、健康確保のための面接指導を実施しなければなりません。この面接指導はすべての勤務医が対象となります。また、当該面接指導を実施する医師（面接指導実施医師）は、面接指導に必要な研修（面接指導実施医師養成講習会）を受講し、修了することが求められます。

★各医療機関に求められること

- 1) 自医療機関内で休日・時間外労働が月100時間以上となる医師がどのくらい見込まれるか把握する。
 - 2) 上記1)で把握した見込を踏まえ、面接指導実施医師を養成する（厚労省が定めたガイドラインでは、「同じ部署の上司は避けることが望ましい」としています）。
- ※詳しくは厚生労働省の『医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ』でご確認ください。

- ・長時間勤務時に適切な休息を確保するルールが設けられます。

十分な休息時間（睡眠時間）を確保するため、医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。事前に予定された始業・終業時間において、基本は、業務開始から24時間を経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保すること、宿日直許可のない宿日直勤務に従事する場合は、業務開始から46時間を経過するまでに18時間の継続した休息時間を確保することが必要になります。

休息中であっても、緊急で業務が発生した場合は対応可能ですが、シフトを作成する時点で適切な休息が確保されていないものは認められません。なお、休息中に緊急の業務に対応した場合は、翌月末までに代償休息を与える必要があります。 ※C-1水準は、別規程あり

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索

勤務環境かいぜんサポートナビ

